

# 第 2 回 和光市防災会議

平成28年 1月29日(金)  
於：和光市役所 502会議室

1. 第1回防災会議から第2回防災会議までの動きについて
2. 地域防災計画改定案の構成について
3. 主要改定事項の本編中への反映について
4. パブリックコメント後に寄せられた意見について
5. パブリックコメント後に寄せられた修正箇所について

## 1. 第1回防災会議から第2回防災会議までの動きについて

### ○平成27年7月17日 第1回防災会議

- ・地域防災計画改定方針及び主要改定事項に関する確認及び承認
- ・地域防災計画改定スケジュールの確認

### ○平成27年7月下旬から8月末 防災会議委員等への修正項目照会

- ・現行地域防災計画該当箇所を送付しての意見照会

### ○平成27年7月下旬から11月中旬 改定案の作成

- ・寄せられた修正意見、時点修正等を反映し、埼玉県地域防災計画との整合等を図った案を作成

※埼玉県地域防災計画に目次構成を整合させるため、章構成の大幅な変更を伴う改定であるので、新旧対照表は作成しない。

### ○平成27年11月中旬から11月下旬 和光市庁内確認

- ・作成した改正案を和光市庁内の関係課に意見照会。

### ○平成27年12月4日から12月23日まで パブリックコメントの実施

- ・寄せられた意見：0件

### ○平成27年12月7日 地域防災計画改定に伴う説明会

- ・参加者： 2人
- ・平成26年度に実施した地震被害想定調査結果の説明
- ・地域防災計画の改定内容の説明

### ○平成27年12月下旬から平成28年1月22日まで 防災会議委員への改定案に対する意見照会

- ・防災会議委員への改定案の送付及び意見照会
- ・修正意見については、P.8～9

### ○平成28年1月29日（本日） 第2回防災会議

#### 今後の予定

- ・和光市地域防災計画改定案のご承認、内部決裁
- ・埼玉県へ和光市地域防災計画改定の報告、公布 の予定

## 2. 地域防災計画改定案の構成について

- (1) 近年多発する様々な災害に対する対応を記載するため、風水害対策と各種事故対策を別の編とした。
- (2) 震災対策及び風水害対策において、現行の地域防災計画では、予防・事前対策と応急対策を各章に分けて記述しているが、改定案では、埼玉県地域防災計画の構成に準じ、予防・事前対策と応急対策の章を統合し、各災害対策種別に、災害発生前に行う予防・事前対策と、予防・事前対策に応じて災害時に行う応急対策を同じ節の中で対比して記述することとした。

現行

<b>I 総則編</b>
<b>II 和光市の概況及び被害想定編</b>
<b>III 震災対策編</b>
第1章 震災予防計画
第2章 震災応急対策計画
第3章 震災復旧・復興計画
第4章 東海地震の警戒宣言に伴う 対応措置計画
<b>IV 風水害及び各種事故対策編</b>
第1章 風水害予防計画
第2章 風水害応急対策計画
第3章 風水害復旧・復興計画
第4章 各種事故対策計画
<b>V 資料編</b>



改定案

<b>I 総則編</b>
<b>II 和光市の概況及び被害想定編</b>
<b>III 震災対策編</b>
第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策 《予防・事前対策》 《応急対策》
第2章 震災復興
第3章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画
<b>IV 風水害対策編</b>
第1章 風水害に対する予防対策と応急対策 《予防・事前対策》 《応急対策》
第2章 災害復興
<b>V 各種事故対策編</b>
<b>VI 資料編</b>

### 3. 主要改定事項の本編中への反映について

#### (1) 災害対策基本法改正への対応

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正及び平成 26 年 11 月の災害対策基本法の一部改正により災害対策基本法に新たに規定された項目へ対応するため、以下に示す市の取り組みを地域防災計画中に盛り込む。

##### 1) 避難行動要支援者対策

災害時における避難行動要支援者の避難行動支援に関して、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、避難行動要支援者に対する市の取り組みを盛り込む。

- ① 要配慮者の把握
- ② 避難行動要支援者名簿の作成
- ③ 名簿情報の提供及び適正管理
- ④ 福祉避難所の指定及び運営

#### <計画への反映>

- ・避難行動要支援者の安全対策について（震災-119～122）
- ・避難行動要支援者の避難対策について（震災-125～126）
- ・福祉避難所の指定及び運営について（震災-89）

##### 2) 被災者台帳作成の検討

中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を検討する。

#### <計画への反映>

- ・被災者台帳の作成について（震災-162）

##### 3) 地区防災計画への対応

地区居住者等が作成する、当該地区における地区居住者等による防災活動に関する事項を定めた計画である地区防災計画への市としての対応を検討する。

#### <計画への反映>

- ・地区防災計画の策定について（震災-6）

##### 4) 避難勧告・指示における屋内待避行動の明記

すでに河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合があることから、避難勧告・指示を発令する際に、避難のための立ち退きに加え、自宅の上階部分などへの待避についても伝達することを明記する。

#### <計画への反映>

- ・避難時の留意事項について（水害-24）

5) 道路管理者による放置車両対策

緊急車両の妨げとなる放置車両等の排除措置を、道路管理者自らが行えることなどを盛り込む。

**<計画への反映>**

- ・ 放置車両対策について（震災-38、震災-117）

**(2) 土砂災害防止法改正への対応**

平成 26 年 11 月に土砂災害防止法が改正され、それに伴い、市内 23 箇所が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されたことに対応するため、当該地区の警戒避難体制の整備を図る。

- 1) 避難勧告等の発令基準
- 2) 土砂災害に関する情報（土砂災害警戒情報等）の収集体制及び住民への伝達体制の整備
- 3) 土砂災害に対して安全な避難所の指定と住民への周知
- 4) 土砂災害に関する防災意識の向上（防災訓練の実施等）

**<計画への反映>**

- ・ 土砂災害警戒区域の指定について（水害-31）
- ・ 避難勧告等の発令基準について（水害-34～35）
- ・ 情報の収集及び住民等への伝達体制について（水害-33～34、水害-36）
- ・ 避難体制について（水害-32） ※避難場所は 6 箇所指定
- ・ 防災意識の向上策について（水害-32、33）

**(3) その他の国や県の関連法規・制度・計画等の最新情報の反映**

上記の法律以外で、前回の和光市地域防災計画改訂以降に改正や新たに策定された国や県の関連法規・制度・計画等の最新情報との整合を図る。

1) 気象特別警報の創設

気象庁により創設された大雨、暴風、暴風雪、大雪での特別警報について計画中に盛り込む。

**<計画への反映>**

- ・ 特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準について（水害-9～12）

2) 水防法改定

特別警戒水位基準の変更や避難勧告等発令の基準水位の変更を盛り込む。

**<計画への反映>**

- ・ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知について（水害-13～14）
- ・ 洪水に対する避難準備情報等の発令基準について（水害-24～26）
- ・ 水害時の避難所の指定（水害-5） ※避難所は 6 箇所指定
- ・ 浸水想定区域への対応について（水害-5～6）

### 3) 埼玉県地域防災計画修正

平成 26 年 3 月及び平成 26 年 12 月に修正された埼玉県地域防災計画との整合を図る。

- ① 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の追加
- ② 住民の責務及び民間事業者の責務の明記
- ③ 予防・事前対策と応急対策を一連の流れとして記述している県地域防災計画の構成に準じた市地域防災計画の構成変更 等

#### <計画への反映>

- ・埼玉県・市町村被災者安心支援制度について（震災-187～191）
- ・住民や民間事業者の責務の明記（総則-16～17）
- ・動物愛護対策について（震災-141）

#### （４）近年多発する様々な災害への対応の強化

近年、埼玉県でも発生して問題になっている竜巻や大雪被害への対応、地震災害後に風水害の危険性が高まった場合等の複合災害などへの対応方針が埼玉県地域防災計画内に新たに示されたことを受け、県地域防災計画と整合をとる形で市地域防災計画に盛り込む。

- 1) 竜巻被害対策
- 2) 大雪被害対策
- 3) 火山被害対策
- 4) 地震災害後に風水害の危険性が高まった場合等、複合災害を想定した避難所の見直しや再配置に関する計画
- 5) 震度 6 弱以上の地震が発生した場合の BCP（和光市業務継続計画、平成 26 年 5 月策定）による地震対応

#### <計画への反映>

- ・竜巻被害対策について（水害-38～39）
- ・大雪被害対策について（水害-40～44）
- ・火山被害対策について（事故-46～50）
- ・複合災害対策について（震災-177～179）

#### （５）最新の和光市地震被害想定調査の反映

平成 26 年度に実施した、和光市地震被害想定調査の結果を踏まえ、市の計画の前提とする想定地震と地震被害の内容を見直すとともに、その地震被害想定調査の際に抽出している、揺れによる建築物被害の抑制、火災延焼被害への対応、避難者対策、食料・物資の備蓄対策、帰宅困難者対策などといった市の防災上の課題に関連した施策の見直しを行い、地域防災計画に反映する。

- 1) 地震被害想定結果に関する数値の更新
- 2) 非構造部材を含めた建築物の揺れに対する安全性の確保
- 3) 延焼遮断帯の形成やオープンスペースの確保、感震ブレーカー設置の推進
- 4) 避難所となる公共施設の耐震化の実施、利用可能な施設のリストアップ
- 5) 災害時の食料や物資の確保方策（備蓄、協定締結）

## 6) 帰宅困難者対策の推進

### <計画への反映>

- ・地震被害想定結果について（被害-14～18）
- ・災害時の食料等の確保方策について（震災-100～109）
- ・帰宅困難者対策について（震災-131～135）

### **(6) 市の組織改編、協定締結等、最新情報の反映**

前回の和光市地域防災計画改定以降に実施された市の組織改編の反映や、新たに締結された災害時協定の記載、その他最新情報の反映を行う。

### <計画への反映>

- ・新たに締結した災害時協定について（震災-48～50） ※新規締結は、11 協定
- ・被災者等のメンタルヘルスケアについて（震災-87）
- ・在宅被災者への支援について（震災-98）
- ・土のう保管箱の設置について（水害-1）



5. パブリックコメント後に寄せられた修正箇所について

震災-20 21行目	(2) 下水道施設 既設管等の事前調査に基づき、 <u>老朽管</u> の取替え、	(2) 下水道施設 既設管等の事前調査に基づき、 <u>経年化</u> <u>管</u> の取替え、
震災-72 現況の表	本部分団の所在地 <u>同上</u>	本部分団の所在地 <u>和光市広沢 1-3</u>
	本部分団の車庫 <u>同上</u>	本部分団の車庫 <u>RC造(3階建)</u>
	第1分団の車両 <u>いすゞ消防車</u>	第1分団の車両 <u>日野消防車</u>
	第2分団の車両 <u>同上</u>	第2分団の車両 <u>いすゞ消防車</u>
震災-75 20行目	1 応援要請 (1)・・・速やかに <u>隣接市長</u> に対して	1 応援要請 (1)・・・速やかに <u>隣接市長等</u> に対して
震災-83 医療機関 の表		<u>病院の削除</u> 「志木市立市民病院」の行を削除
震災-100 8行目の 実施担当課	<u>【上下水道部】</u>	<u>【水道施設課】</u>
震災-169 ライフ ラインの復旧の担 当課	(1) 水道施設 <u>【上下水道部、・・・】</u>	<u>【水道施設課、・・・】</u>
震災-169 ライフ ラインの復旧の担 当課	(2) 下水道施設 <u>【上下水道部、・・・】</u>	<u>【下水道課、・・・】</u>
水害-6 高齢者関 係の表		<u>施設の追加</u> シルバーハート リハビリデイサービ ス 和光市白子 3-30-15 048-469-3610
事故-45 項タイト ル	第4 <u>救出・救助活動等</u>	第4 <u>救急救助</u> 活動等